

第129号議案

多摩東公園改修工事その2の請負契約の締結についての議決事項
の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

平成31年第1回多摩市議会定例会での議決を経て請負契約の締結を行い、令和元年第2回多摩市議会定例会で契約変更を締結した多摩東公園改修工事その2の請負契約の締結について、下記のとおり変更をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 件 名 | 多摩東公園改修工事その2 |
| 2 契約の相手方 | 東京都多摩市貝取一丁目1番地5
苑友・岸建設共同企業 株式会社苑友造園
代表取締役 松本 朗 |
| 3 契約金額 | <u>変更前 金274,220,100円</u>
<u>変更後 金283,664,260円</u> |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

工事内容について、公園内の見通し改善のための樹木伐採、伐根本数の増量及び公園内の下水道管改修に係る管渠更正工法を行うに際して、開削工法から非開削工法へ変更することにより、契約金額を変更するものである。

第130号議案

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年多摩市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「昇給させるか否か及び」を削り、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するもの」に改め、同条第9項中「掲げる」を「定める」に改める。

第5条第2項中「勤務時間等条例第11条に規定する日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第7条第3項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第8条の2第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「。ただし、運賃等相当額を支給対象期間につき」を「又は55,000円に支給月数（」に、「（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円（」を「をいう。以下同じ。）を乗じて得た額のいずれか少ない額。ただし、」に改め、「改定により」の次に「運賃等相当額を支給月数で除して得た額が」を加え、「。以下この条において同じ。）を超えるときは、55,000円」を削り、同項第2号中「1箇月」を「1か月」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第3号中「、前2号に定める額の合計額（その合計額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、「又は前号に定める額」を「

、前号に定める額又は前2号に定める額の合計額若しくは55,000円に支給月数を乗じて得た額のいずれか少ない額（第1号ただし書に規定するときに該当する場合は、同号ただし書の規定により算出した額）」に改める。

第10条中「休日並びに」の次に「勤務時間等条例」を、「以下」の次に「第14条を除き」を加える。

第11条第3項中「同条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第13条中「第14条」を「次条」に改める。

第14条中「休日」の次に「（勤務時間等条例第11条の規定による休日という。）」を加える。

第15条の3第2項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第17条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる割合」を「定める割合」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項の表を次のように改める。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
職務の級が1級から3級までのいずれかである職員 （再任用職員を除く。）	100分の130	100分の130
職務の級が4級である職員 （再任用職員を除く。）	100分の110	100分の110
職務の級が5級である職員 （再任用職員を除く。）	100分の100	100分の100
職務の級が1級から3級までのいずれかである再任用職員	100分の72.5	100分の72.5
職務の級が4級である再任用職員	100分の62.5	100分の62.5
職務の級が5級である再任用職員	100分の62.5	100分の62.5

第17条第3項中「掲げる」を「定める」に改め、同項の表中「6箇月」を「6か月」に、「5箇月」を「5か月」に、「3箇月」を「3か月」に改め、同条第4項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項の表を次のように改める。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
職務の級が1級から3級までのいずれかである職員 (再任用職員を除く。)	100分の102.5	100分の102.5
職務の級が4級である職員 (再任用職員を除く。)	100分の122.5	100分の122.5
職務の級が5級である職員 (再任用職員を除く。)	100分の132.5	100分の132.5
職務の級が1級から3級までのいずれかである再任用職員	100分の50	100分の50
職務の級が4級である再任用職員	100分の60	100分の60
職務の級が5級である再任用職員	100分の60	100分の60

第18条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第18条の6の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時に雇用する職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第5項、第17条第2項の表及び第18条の6の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の多摩市一般職の職員の給与に関する条例の規定(第4条第5項、第17条第2項及び第18条の6の規定を除く。)及び次項の規定は、令和元年12月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第18条第2項の規定の適用については、同項の表12月に支給する場合の欄に定める割合は、同欄に定める割合に100分の2.5を加えた割合とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 前項の規定を適用する場合においては、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の第18条第2項の規定により既に支払われた勤勉手当は、改正後の第18条第2項及び前項の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(差額の支給日)

- 5 前項の規定による勤勉手当の内払と改正後の第18条第2項及び附則第3項の規定による勤勉手当との差額の支給日は、多摩市一般職の職員の給与に関する条例第18条第1項の規定にかかわらず、令和2年1月31日とする。

第 1 3 1 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都多摩市東寺方

A氏

2 損害賠償額

9 8 5, 9 2 0 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両について、浸水により物理的に毀損し、その対応にかかる費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。

第 1 3 2 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都多摩市東寺方

B 氏

2 損害賠償額

1, 5 7 6, 7 0 0 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両及び車載物について、浸水により物理的に毀損し、その対応にかかる費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。

第 1 3 3 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都大田区蒲田

C 氏

2 損害賠償額

1, 0 1 8, 5 0 1 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両について、浸水により物理的に毀損し、当該車両にかかる修理費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。

第 1 3 4 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都多摩市東寺方

D氏

2 損害賠償額

8 5 4, 5 4 6 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両について、浸水により物理的に毀損し、当該車両にかかる修理費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。

第 1 3 5 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都多摩市東寺方

E 氏

2 損害賠償額

1, 1 4 4, 0 0 0 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両について、浸水により物理的に毀損し、その対応にかかる費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。

第 1 3 6 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都多摩市東寺方

F 氏

2 損害賠償額

1, 3 7 6, 3 1 9 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両について、浸水により物理的に毀損し、その対応にかかる費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。

第 1 3 7 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 1 2 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都多摩市東寺方
G氏

2 損害賠償額

1, 4 4 3, 2 7 2 円

3 損害賠償の理由

令和元年 1 0 月 1 2 日、市が管理する東寺方雨水排水ポンプ施設のポンプ不具合により施設付近の道路等を冠水させ、損害賠償の相手方が使用する車両について、浸水により物理的に毀損し、当該車両にかかる修理費用等を負担させる被害を生じさせたことによる。